

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 渋 川 市 長 高 木 勉


審査請求人が令和2年12月24日に提起した処分庁による市営住宅等同居不承認（令和2年12月14日付け市営住宅等同居不承認書。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 事案の経過

(1) 令和2年11月20日、処分庁は、令和3年度家賃に係る収入認定を行うに当たり、審査請求人世帯について住民基本台帳システムにより照会をかけたところ、渋川市営住宅等条例（平成18年渋川市条例第211号。以下「条例」という。）第13条に規定する市長の承認を得ていない同居者（）がいることが判明した。

処分庁は、未承認の状態を是正するため、審査請求人に対し、文書（令和2年11月20日付け「市営住宅の同居承認申請について」）を郵送し、市営住宅等同居承認申請を行うよう求めた。

(2) 令和2年11月25日、審査請求人は、処分庁に対して市営住宅

等同居承認申請書を提出した。

(3) 処分庁は、市営住宅等同居不承認を決定し、令和2年12月14日付けで、審査請求人に市営住宅等同居不承認書を郵送した。

(4) 令和2年12月24日、審査請求人は、本件処分に対し、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件処分に対して、次の理由により処分の取り消しを求める。

(1) 同居希望者は令和2年9月に離職し、雇用保険で生活している。

(2) 同居希望者が同居していた時と別居した時の家賃の差は何百円であった。

(3) 世帯収入が、前回同居していた時とあまり変わらないのに同居できないのは納得できない。

(4) 元々居た者が戻るので同居承認が必要だと知らなかった。

(5) そのまま居たら大丈夫だと思われるのに、数ヵ月位出ただけで、駄目なのは納得できない。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容

令和2年11月25日に行われた審査請求人からの市営住宅等同居承認申請に対し、令和2年12月14日、処分庁は、渋川市営住宅等条例施行規則（平成18年渋川市規則第143号。以下「規則」という。）第9条第1項第1号に該当し、同条第2項には該当しないと判断し、本件処分を決定した。

ア 市営住宅等同居承認申請に係る要件について

規則第9条は市営住宅等同居承認について定めており、同条第1項

は、「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第13条に規定する同居を承認してはならない。」と定めている。

規則第9条第1項第1号は、「当該承認による同居の後における当該市営住宅の入居者に係る収入が条例第6条第1項第1号に規定する金額を超える場合」と定めている。

なお、規則第9条第1項第1号における「収入」とは、条例第2条第3号における「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入」であり、令第1条第3号に規定する「入居者及び同居者の過去1年間における（省略）所得金額（省略）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額」（「次に掲げる額」については後述）である。

規則第9条第1項第2号は「当該市営住宅の入居者が、条例第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合」と定めており、条例第39条第1項第1号は不正入居、同項第2号は家賃滞納、同項第3号は住宅不使用、同項第4号は市営住宅等の故意の損傷、同項第5号は暴力団員の排除、同項第6号は条例違反（条例第13条、第14条及び第22条から第26条まで）について定めている。条例第13条は同居承認、条例第14条は入居承継、条例第22条は入居者の保管義務、条例第23条は迷惑行為、条例第24条は住宅不使用、条例第25条は転貸禁止、条例第26条は承認事項について定めている。

規則第9条第2項は、同条第1項の規定に関し、入居者の病気その他特別の事情による例外について定めている。

規則第9条第3項は、市営住宅等同居承認に係る申請書の提出について定めている。

イ 審査請求人に係る規則第9条における要件確認について

（ア） 規則第9条第1項第1号について

審査請求人の場合、条例第6条第1項第1号に規定する金額は、同号アの身体障害者等及び同号イの災害のための転貸に該当しない

のとした。

(ウ) 規則第9条第2項について

を除く審査請求人世帯の令和元年の収入は 円（世帯総所得は 円、令第1条第3号イが2人、同号ロが1人該当することから、「次に掲げる額」は860,000円であり、世帯総所得から860,000円を控除し、12で除したものを小数点以下切捨てし算定）であり、また、審査請求人は から入居しており、市営住宅に引き続き3年以上入居していることから、条例第27条第1項に規定する収入超過者であり、条例第28条の規定により、市営住宅を明渡す努力義務を負うものである。

また、市営住宅等同居承認申請書に添付された令和2年分給与所得の源泉徴収票から、 が失業中であることが認められるが、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第1条に規定する公営住宅法の目的は、住宅に困窮する低額所得者に住宅を賃貸することである。審査請求人は収入超過者であり（令和2年度の収入超過をもって、累計 回の収入超過をしている）、市営住宅の明渡しの努力義務を負うことから、低額所得者ではなく、法の目的に沿わない入居者である。このため、 が失業中であることをもってしても審査請求人に規則第9条第2項に定める特別の事情があるものとは認められない。

以上のことから、規則第9条第2項には該当しないことを確認した。

(エ) 規則第9条第3項について

審査請求人は、規則第9条第3項の規定により、市営住宅等同居承認申請を行ったため、同項における違反はない。

(2) 本件処分の理由

審査請求人世帯の収入が条例第6条第1項第1号ウに規定する金額を超え、また、規則第9条第2項の規定に該当しないため、規則第9条第

1 項の規定により、市営住宅等同居承認申請を不承認としたものである。

なお、本件処分は、 が単身者として市営住宅への入居申込みをすることを妨げるものではないことを申し添える。

理 由

1 規則第9条第1項第1号（入居者に係る収入）の該当性について

審査請求人は、同居希望者が同居していたときと別居していたときとの家賃の差は何百円であり、世帯収入も前回同居していたときとあまり変わらないにもかかわらず同居できないとする本件処分は納得できないと主張するが、処分庁は本件処分の決定に必要な入居者の収入要件に係る審査を法、令、条例、規則その他基準に基づき適切に行っており、当該審査において処分庁がした審査請求人が規則第9条第1項に該当する者であるとの判断は適正であると考ええる。

なお、入居することができる収入基準として条例第6条第1項第1号ウに規定する金額は、法及び令に規定する範囲内で定められている。

2 規則第9条第2項（その他特別の理由）の該当性について

審査請求人は、仮に同居希望者が別居しなかった場合は同居し続けることができるにもかかわらず、数か月間別居した場合は再度同居できないとする本件処分は納得できないと主張するが、公営住宅は法の目的にも規定されるように住宅に困窮する低額所得者に住宅を賃貸するためにある。審査請求人は、条例第27条第1項に規定する収入超過者であって、市営住宅の明け渡しの努力義務を負っていることから、同居希望者が失業中であっても規則第9条第2項に規定する特別な事情があるとは認められないとする処分庁の判断は妥当であると考ええる。

以上のとおり、本件処分は法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分は同居希望者が単身者として市営住宅への入居申込みをすることを妨げるものではないという処分庁の申し添えについて、同一の者が

同居別居という条件のみを持って市営住宅の入居の可否が異なることになるが、市営住宅の入居者資格は法、令、条例、規則その他基準により、入居者（世帯）の収入金額に基づき決定するものと規定していることから、当該申し添えは適正であると考ええる。

また、本件処分に当たっては、入居当初には入居条件等について説明しているものの、 が転出する際にあらためて、再び同居することはできない旨の説明をすることができれば、審査請求に至らなかった可能性もあることから、処分庁における対応の方法等について検討が必要であると考ええる。

結 論

以上のとおり、本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年8月11日

審査庁 渋川市長 高 木 勉

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起

算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。